

平成 20 年 3 月 25 日

邑南町ふるさと寄附条例

(目的)

第 1 条 この条例は、邑南町が将来に向かって力強く成長、発展、自立していくことを願う個人または団体からの寄附金をもって、こころと暮らしのふるさとを守り、町民生活の質の向上と豊かな社会を構築し、活力に満ちたまちづくりに資することを目的とする。

(基金の設置)

第 2 条 前条に規定するまちづくりに要する経費に充てるため、邑南町ふるさと基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金への積立て)

第 3 条 基金として積み立てる額は、第 1 条の規定により寄附された寄附金の額とする。

(基金の管理)

第 4 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(基金の運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(基金の繰替運用)

第 6 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 7 条 基金は、第 1 条に規定する目的を達成するための事業を行おうとする場合、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。